

Inequality and Poverty Re-examined
Edited by Stephen P. Jenkins and John Micklewright

(Oxford University Press, 2007年)

浦川 邦夫

本書は、そのタイトルが示す通り、「不平等」や「貧困」の問題に関する幅広い“再検証”をテーマとした学術書である。編者であるジェンキンス教授 (University of Essex) は、「格差」や「貧困」を扱った論文をこれまでに多数発表しており、「所得分配」の研究分野における代表的な研究者の1人である。本書では主にEU諸国の格差や貧困が分析の対象となっており、これらの課題に対する税制・社会保障制度などの政策効果について興味深い検証がなされている。

我が国においても、現在、生活保護受給世帯の増加や貯蓄を全く保有していない無貯蓄世帯の増加などが生じており、格差の拡大や貧困の増大が重要な問題として認識されてきている。したがって、本書で示されるような諸外国の事例について学ぶことは、日本の格差・貧困の問題に対する処方箋を論じる上でも大きな指針となると言える。特にEU諸国におけるいくつかの国は、経済が比較的安定しているなかで貧困率が低いという優れた特徴を持つので、日本における経済政策や社会政策の検討に際し、参考になる部分が大いにあると考えられる。

本書は、冒頭のIntroduction (1章) を含めると全部で13篇の論文からなり、大きくは3つの研究分野に分けられて全体の構成がなされている。具体的には、①各国の所得分配や貧困の実情を扱った実証研究 (2章～5章)、②質的、多次的、動

態的な視点を踏まえた貧困指標 (剥奪指標) の計測に関する研究 (6章～9章)、③最低賃金、児童手当、公債発行といった諸政策と所得分配との関連性についての研究 (10章～13章)、といった内容で全体が構成されている。

どの章の研究内容も、それぞれ興味深い分析結果を報告しているが、ここでは、評者がとくに重要と考える論文の研究内容を紹介しつつ、本書の学術的な価値について自身の視点を踏まえながら論じることとした。

まず、本書の大きな特徴として、「貧困」の計測、あるいは「貧困」の解決に向けた政府の一連の「再分配政策」の効果の計測を、従来の研究と比べてより多面的に捉えようとする研究が多く見られる点を指摘することができる。

例えば、本書の8章の論文“Summarizing multiple deprivation indicators” (by Cappellari, L. and Jenkins, S. P.) では、「貧困」を「所得」といった単一の指標だけでなく、「生活必需品の有無」、「社会との交流の頻度」など、より多様な指標に基づいて把握しようとする試みがなされており、具体的には、イギリスのパネルデータに基づいて質的な貧困、いわゆる「相対的剥奪指標」の計測が行われている。

70年代にタウンゼンドが「相対的剥奪」の概念を提唱して問題提起を行ったように、健康、住環境、人間関係などは、所得と同様に人々の生活の質に大きな影響を与えている。

本章の分析では、多次元の貧困指標（剥奪指標）の導出に際して、これまで主流であった相対的剥奪スコアに加え、項目反応モデル（IRM）に基づく剥奪スコアが計測されており、双方のスコアの比較がなされている。日本でも相対的剥奪や社会的排除など、多次元的、動態的な貧困の計測を扱ったいくつかの先行研究を挙げることができるが、項目反応モデルによる分析は非常に少なく、評者にとっても参考になる点が多い。また、日本の貧困の詳細な実態や政府の再分配政策の効果のより正確な抽出を可能にする上でも、「所得」、「租税・社会保険料の負担」、「社会保障の給付状況」の情報に加えて「資産」や「生活の質」の情報を同時に含むような大規模調査の整備を我が国でも進めていく必要があることを本書の研究から強く感じた次第である。

また、公共部門の再分配効果についてイギリスとオーストラリアの2国間で国際比較を行っている4章の論文“Beyond Conventional Measures of Income” (by Harding, A., Warren, N. and Lloyd, R.)も、従来の先行研究よりも再分配の対象範囲を広げ、より厳密な分析をしている点に大きな特徴がある。具体的には、公共部門による現金給付や直接税に加え、現物給付や間接税による所得分配の変化も分析の対象としている。ここでは、現物給付として、医療サービス、公教育サービスの2つの給付が考慮されている。

これまでのOECD統計などによる「再分配効果の国際比較」では、政府から家計への再分配として、公的年金や失業給付などの現金給付の移転が分析の主な対象となっていた。その一方で、教育サービスなどの現物給付の移転については、データなどの制約から考慮されない、あるいは考慮してもその分析は対国民所得比の数値比較のように限定的なものにとどまるケースが多かった。また、家計から政府に対しての租税・社会保険料などの支払についても、消費税などの間接税に関し

ては十分な捕捉がなされていない、という問題があった。

しかしながら、本章で示されるイギリス・オーストラリア両国の統計データからも明らかのように、両国の現物給付による移転は、公的年金などの直接の現金給付による移転を上回る規模で行われている。間接税についても、「税・社会保険料控除前所得」に占める割合は、それぞれの国の平均的な家計で約10%の水準に達しており、これは直接税の水準（約20%）には及ばないものの、決して無視できる水準ではないことが示される。したがって、政府の再分配効果の測定に関しては、できる限り現物給付や間接税の効果も取り入れていくことが、それらの規模の大きさからも非常に重要であることがわかる。

4章の分析結果からは、医療、教育という2つの現物給付は、イギリス、オーストラリアの両国で格差の縮小に寄与しており、逆に間接税は、「所得分位が低い層（低所得層）ほど所得に占める負担割合が高い」といういわゆる逆進性を持っている点が示されている。ここで、現物給付と間接税の効果を含めて公共部門の再分配効果を総合的に判断すると、現金給付と直接税（社会保険料等を含む）による再分配のみで評価した場合と比べて、その格差縮小効果は高いものになる、という推定結果には非常に注目される。いわば、医療などの現物給付の格差縮小の効果（厳密にはローレンツ基準で判断した格差縮小の効果）が、間接税による格差拡大の効果を上回っている。

日本は、公教育支出や医療支出のGDPに占める割合が、ほかのOECD諸国と比べると低い、という点が近年の統計から明らかになっているが、この分野の公共支出の拡大は、格差の是正、あるいは貧困の削減にも大きな貢献が期待される。その際の財源調達のあるり方も含め、現物サービスの再分配の効果を信頼性の高いデータに基づいて検証していくことは、我が国において今後も重要な研

究課題である。

次に、本書の2点目の大きな特徴として、アメリカやイギリスにおける最低賃金の経済効果について詳細な検討がなされている点を指摘しておきたい。11章“The impact of minimum wages on the distribution of earnings and employment in the USA” (by Bazen, S.) と12章“Training, minimum wages and the distribution of earnings” (by Booth, A. L. and Bryan, M. L.) においては、最低賃金の引き上げが賃金分配や雇用、あるいは企業が労働者に提供する職業訓練機会の程度に与える影響についての検証がなされており、前者はアメリカの事例、後者はイギリスの事例をそれぞれ中心に扱っている。

本書の分析でも述べられているように、最低賃金には「低賃金労働者の賃金を上昇させて賃金格差を縮小する」という効果が期待される一方で、「企業の労働需要を減らして雇用にマイナスの影響をもたらす可能性がある」という問題が指摘されてきた。

実際、本書における過去の実証研究のサーベイ (Brown et al. (1982), Bazen and Le Gallo (2005) など) によると、米国のケースにおいて、連邦最低賃金の引き上げが〈その効果はそれほど大きくはないもの〉若年層の雇用縮小につながったとする分析が報告されている。これは、労働市場の完全競争モデルにおいて、均衡賃金を上回る最低賃金を適用した場合に得られる帰結と整合的なものである。

しかしながら、周知の通り90年代においては、Card (1992)、Card and Krueger (1995) などの研究が、「最低賃金は雇用に影響を与えない、もしくはわずかながら雇を上昇させる」とする実証結果を提示したことで、最低賃金が雇用に与える影響について大きな論争が引き起こされたのであった。上記のような推定結果は、イギリスの実証研究でも幅広く確認されており、労働市場に買い手独占の考え方を適用した説明や、企業と労働者の

賃金交渉力の差を背景とした説明が、理論研究においてこれまで展開されている。

このように、最低賃金が雇用に与える影響についての分析はさまざまであるが、本書のサーベイを踏まえると、最低賃金の引き上げは、低賃金労働者の賃金水準や企業の職業訓練機会の提供にプラスの影響をもたらし、雇用に与える影響も軽微であるとするケースが多いことが確認される。この事は、我が国の最低賃金制度の方向性を考える上でも、多くの知見を与えるものであろう。

日本の最低賃金は、近年も数度の引き上げが実現されているが、その水準は依然として他の先進諸国と比較して低い水準である。上記のような諸外国の研究事例を国民の幅広い層が共有することは、最低賃金の政策効果を高める上でも非常に重要と考えられる。

また、本書の3点目の特徴として、イギリス、フランス、ドイツといった単一の国家の枠組みを超えた超国家的な視点で「格差」や「貧困」、あるいは公共政策の「再分配効果」を論じようとする姿勢が随所に見られる点を挙げることができる。具体的には、3章や10章の分析に、そのような特徴が顕著に現れている。

3章の論文“Income Distribution in Supranational Entities” (by Brandolini, A.) では、論文タイトルにもあるように、各国の所得格差のそれぞれを単純に計測するのではなく、これらの国家を複数の国家から成る複合体、たとえばEU25カ国やユーロ通貨圏としてまとめた上で、それらの地域の所得分配がどのような特徴を持つかについて精緻な検証が行われている。分析結果としては、ルクセンブルク所得研究 (LIS: Luxembourg Income Study) などの調査データに基づいてEU25カ国全体における所得分配 (2000年) を計測した場合、その格差・貧困の程度が、アメリカと比べて低い水準にあることなどが示されている。

また、10章の論文“A guaranteed income for

Europe's children” (by Levy, H, Liez, C. and Sutherland, H.) では、ベーシック・インカムの概念に基づく児童向け基本所得 (CBI: Child Basic Income) とその給付を補うための財政システム (BI/FT システム) の導入が、子どもの貧困の削減に与える影響を計測しているが、これも国単位の分析だけでなく、EU諸国全体を一つの国として再分配が行われた場合の検証が同時に行われている。そして、EU諸国全体による再分配を行うケースの方が、低所得国については子どもの貧困削減をより低コストで実現可能という重要な実証結果が報告されている。

すなわち、本書のいくつかの研究は、格差や貧困の問題を単一の国家の責任として論じるのではなく、より広範の近隣諸国全体の問題として捉え、「ほかの諸外国からの財政移転も視野にいれたときに諸々の政策がどの程度の効果を発揮しうるか」ということまで考慮に入れながら、その政策効果が検証されているのである。このような単一の国家を超えた枠組みで「分配」や「再分配」の問題を論じるという姿勢が、EU諸国の研究者の間で既に醸成しつつあることに対し、ある種の驚きと尊敬の感情を評者は抱く。そしてこの点は、地理的にはアジアに位置する我が国においても、非常に重要な視点を提供している。

近年、ワーキングプアの拡大といった日本の格差・貧困問題の背景の一因として、市場経済のグローバル化による影響を指摘する声が高まっている。このようにヒト・モノ・カネが益々自由に移動を行うようになった経済状況下では、ほかの近隣諸国で存在している諸々の経済体制、社会制度

が、日本国内の所得分配にも大きな影響を与えることが懸念される。すなわち、日本の格差・貧困の問題を単純に国内だけの視点からとらえて、公共部門の一次分配や再分配に対する役割を論じているのは、真に効果的な政策を発動することができない。一国の境界を超越した視点で諸々の方策を考える姿勢が、これらの問題の根本的な解決に向けて求められている。まさにそのことを本書の研究は訴えかけているかのようなのである。

以上、本書の内容について、評者の視点を踏まえながら簡潔に論じてきた。本書は、「格差」や「貧困」の問題に対して計量的な側面から詳細な検討をしている専門性の高い学術書であるが、論文で取り扱われている分析手法は、格差・貧困の問題が広がっている日本においても参考になる点が多々ある。

また、国内の貧困問題の解決に向けて、他の近隣の諸外国で発生している「格差」、「貧困」の問題にも同時に目を向けていくという発想は、多くの研究者がこれまであまり持ちえてこなかった分析視角であり、大いに啓発される。環境や経済開発援助の分野では、ずっと以前から課題の解決に向けて世界的な協力体制の構築が進められてきた。税制・社会保障などの再分配の分野に関しても、世界各国の協力によるより包括的な制度体系の整備が望まれる。本書の研究は、格差・貧困問題に対する政策のあり方やその効果を検証する上で重要な指針を与えるものである。

(うらかわ・くにお 九州大学大学院
経済学研究院准教授)